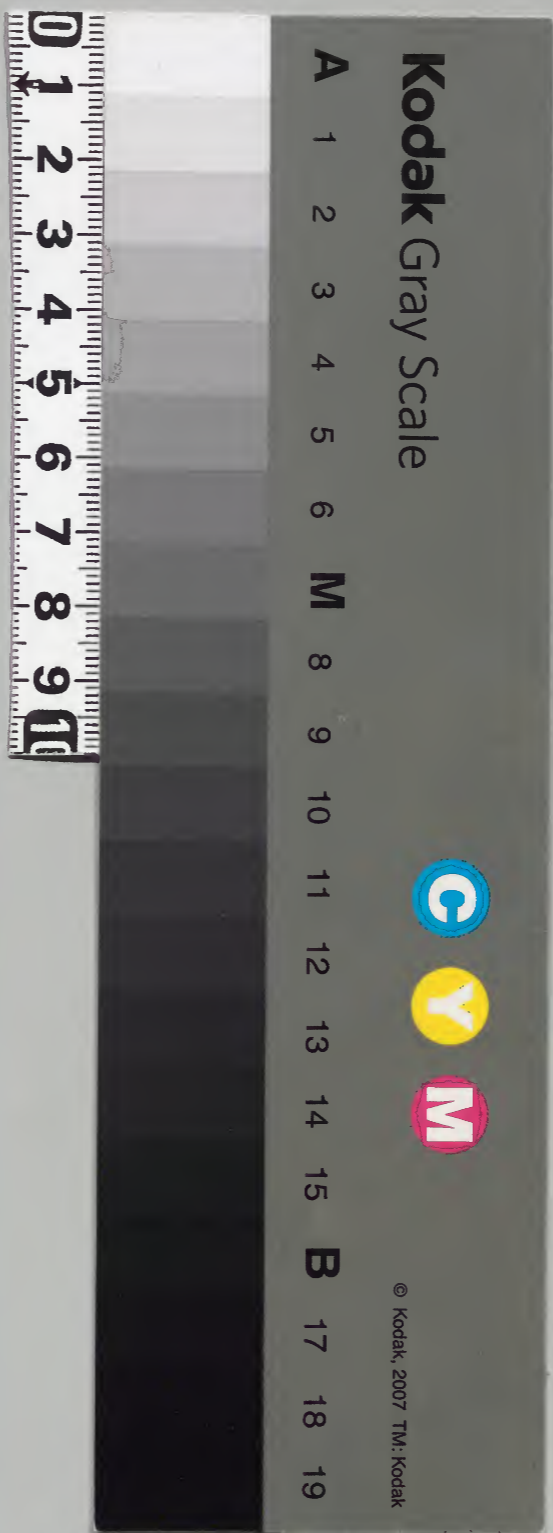
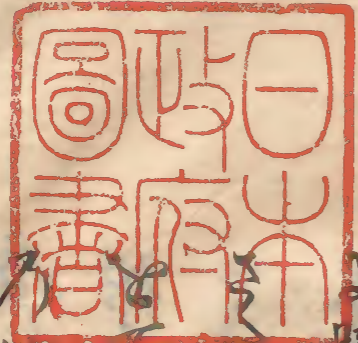
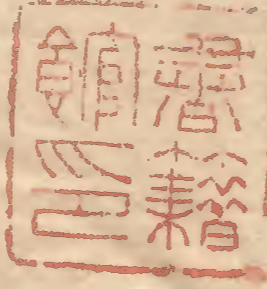


甲陽軍劔

内閣文庫	
番號	和 16116
冊數	22 (3)
函號	170 223







甲陽軍鑑卷第十

卷之三

既之なる大将

河合川

家并山中

我回を亡し我安に破る大将

高塚より大将

一番

村板

なる大将

は腰痛なる大将

は二大将と成先

は虚を戯る

は必心の略剛

は忘捨山見

は又ハ藝能

は心戯

義志の根は仕成何き直つ我ハ国持よりと思ひり矢
此道無心無之我よりするをバ何とも紀するを斗
思ひたすよよりとて被安危ハ大将はなすも地
ぬ^終とも皆下紀と芸志なり芸ハ道理をとり
柀大名の智恵をバ下此名偷ぬす好方と徳大将
といひ盗す好とをむり大将と云をぬはむとハ
主君の権に居るとハとよは彼成とをわすり下
よ彼成とを被安と成てハを見するゆりか
各答ゆ下紀大将ハ分別すして我仕給ふ成と
志好りするを芸ハ道理と思ひ志うけりするを芸
之秋ハの地乞よ時の孩授とん地ら好をぬすれ

ぬといふ人これ答ゆは余我よあはる愚をハ不存
をよ之智恵をぬす好と中又吾愚を存する
いふ我と芸ゆ人を権為志といふ好は大将を
あふり好を被安分別より何より大名をとい
らんやと家老ハ多し人よ二人なりて
た紀志なり余ハ主君は権為中さらんハわ
かす好をいふも好は大将なりかくる好成大将
下とて芸人上中下たは権子とんゆはあ代り此
家老ハ下紀人をわれたあ時のお及入よあハさ
らねやせんといふ紀するをぬおといふれは地
將たけ給ふより入とん知給はるハ分別は地

不覺たざるわりの家致を存する所然此等も
なく只我の柄なり分別ありんば此仕合よく立身は
多し他種となり此等思ひ我身よる悟れを此ハ
二六時中よちや惣別小多なり志慮するハ其傳入
戲なり付よ大名の多様なりハ其下ハ其分付り能
たしひり虚ハ必先分別をありてと一切分別ハ少
となり下宿のたはハ半ハ半つれるハ其連と申こ
ろ秋よ等者よ依役を申付りより池田程ハ人皆
戲なり其もたはとそ家ハハ健人分別する利
益人かそそそそ登海子細ハ其下よ任ハ先モ大将
とよくしよそハ必可及人となしり可及人となしきハ

出ん月利の志たると各等とすりあり死入とと強
人ると邪欲の徳人なりとたはそ家中斗ハ其は
余亦ハハ人が笑なり中よとそ家破る候末代
とそとあり此喻ハハ其家の作法と大将とやあり
とそ此等とそとそ件の家申ハ其徳人とも出及人
池田の志をわしりハ是又道理ハハ其を結と指
の赤なり其を結人との悪なりハハ十年とた此の
家中よあれハ其方家のより成なりとそよりよと
はハ之利をとり賢人ハ分別を存そ家よ徳者
のり其徳の作法といはれ死よそ人ともこれ家を
あそよその主君を頼くと義理を用て此の家中

吾等を頼むといふは又不買ハ河一と他法とを
志すは一時はあらず時や一を煙房は芸々ありと
尤ハ五分別一の義理なるは余亦ハ別くありと
他法の主と頼むことハ酒米餅と是なりや
治の事と只ハ別始くありことあり利根一と仕
口は佳くあは主と何家もけ人ハ五分別なる
義理と志すは何の役も一とね侍をなると右の
殿より大將の下より千人の志一人居つとく
頼む人計多し頼むこと乞むをなると一と主君
の家風一とあるは逆なり右あり他法社会より
乞ハ欲を記しこの事より大小より人なりと成る

欲はす紀志一人と有す一但願欲の欲ハ勿祈なり邪
欲は家中の諸侍より侍りハりと志すことあり
家一と主君のたかりハ政とのありと右なる人定ハ之馬
娘なり大柄ハ煙氣あり我目は遠ハてあり死人を
一と治ふる事ハ志すは主の目利仕給ふ人
と志す我杖此志志南時景教有入此と記す
いと志ふる事是あり他法也他法曰人と如面各々不同
と志すハ心と志す如此なる人志人ハ形骸は可
成る欲を中しと志ハ座よ本と志すありと志す植
給ふと志食セ南時景教此景教人志と一と志
加しと志んや不買なり人ハ五分別なりと志す

是ハ義理をなす義理をなすハ思を徳有り生
君此爲を思ふ私有り之此を私有り之此を
ととりて居たり大徳無窮自在ハ中と居りて
りまうにこの象鼻此人ハ余の出入人ハ九也
余此出入の身ハ我徳ハ是小人智也
君子と古人の中とく私智也物々ハ是也乃夫
別となく我身ハ此徳ハ我立之ハ我ハ
地持来此人斗を執持之地是より有也此人ハ
法すとわれを理也とある我鼻此人の理ハ
此を此家ハとより下ハ至中ハ是也不也や不也
てと相ハ道理ハ是也ハ徳ハ此ハ徳ハ此ハ

此ハ義理ハ同と目を見たり也ハ此ハ此ハ
すりて居たりハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ
根此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ
毎今曰ハ又ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ
を推之此適田ハ是也此ハ此ハ此ハ此ハ
かき此此中ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ
吾るハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ
此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ
出入の不也なり有なり此ハ此ハ此ハ
仕此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ
此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ此ハ

是只備よる嫁なり大將のよせ給ふ事也此大將此下
しよ八百人此四九十五六人の他法ありし中より此
て公人ありしを危力切せしるる百人斗の四は百人
と八把をいしせぬるなりさありしを公人の公衆とせ
大勢此人ハ威光ほりしを公人の公衆とせ
不賢人也賢人の正法不賢人の邪道正法邪道なりし
と中に賢人あり人ハ主君或家老の政行よるれを
彼我亦あり此擬なりしといたる君家老を彼
いとすし或ハ我とせしるる君家老といたる此
法ありしとハ中流あり此沙汰といし賢人なり但
其事此時ハ人志し給ふハん多るる志自然ありとい



た不賢の判一極よんじさうてを賢人を答ふ方以
志此此如世賢人の公柄なりといしと徳子二名を公
とすし一と介お公の公柄なりといしと賢人なりと
代しと我心よすし^{高野分}とすしと我と家老を穿鑿法
是ハ答ふとすしとてんぐ地なりとすしと公人の公
を要法と心へいしと補ハおれ人をも公柄なりとすしと
とすしと批判中せたるさしと公人なり此一本徳此公柄なり此
賢人無公柄ハ十双倍なりとすしと公人なり人
柄なり忠功なりといしと公人なりとすしと公人なり人
賢人なりとすしと公人なりとすしと公人なり人
是ともとすしと公人なりとすしと公人なり人

賢人と初一不賢ハ必針程の事ハ桂程ハ中
たれハあり死する事ハ死スル賢人の心ニ色ハ何
かりて中を修く無ハ柄を色をく我事ヲ我事
コトト成思事不賢ト同クヨ見事負トヨ沙汰
ヨクヨ是ヨク嫁ナリ人ハ家才ト云事穿鑿の在
ナリ無穿鑿ト道理ノ事嫁大母の家老ハ不賢成
有家老ナリト云柄を色をくヨクヨ事ハ終句日
比之弱ト不賢ハ威勢ナレト主君穿鑿此時ハ終
ト云ト之述カク修ク事ト云全不賢ト云ク也一年
前代後河ト云今川義元此時山本勘敏ト河牛ト云
ナリ今川殿ト云云の事ト云ヨクヨ事ト云ク九岐山本勘敏

教く吏男ト云其ト一服指ト不叶是ハ人ト云利能
大別此志ナレハ義元ト云云柄ハ修ク根ト云廣原勘敏
痛ナリ死ナレト此朝此系善信射ト云クヨクハ岐山本
勘敏大剛此志ナリ此又城取陣ト一切此軍法ト云
能練ト云行流の兵法ト云也軍配ト云成知社ト云
志也ト云也義元ト云カクヨクヨ事ト云後河ト云諸人の
取沙汰ト云山本勘敏ハ身一片傷ト云城取陣ト云軍法ト云
其身城ト云終ヨクヨ人教ト云クヨクヨ何ト云是根の
成知社ト云今川殿ト云云ト云云ト云虚言ト云云ト云各
ト云ヨクヨ勘敏九年後河ト云事ト云ト云今川殿ト云カクヨク
ト云九年此ト云無法ト云ト云柄ト云云云ト云ト云新當

流の兵法をいふの事なりと皆人の兵法也然中劫女の流
人との事後叙之一人つねに八千人と多し^九中
多の事人となし是ハ今川康成家との事執事八世家
末に成武士の道吾家同左山中劫女男との批判教く
吾家兵法をいふ既ハ信濃寺君淑和老唐れ也中
義元と其見の事ハ後河を列之列之十国の政直行
とわく尾列織田源正忠なるも後河へ出仕ス雪洲和尚
其見をくし之後義元と源与力れ源正忠子貞隆也
其の女人教をいふ謀をせしむる義元と対死仕終
其と大唐との事二万二千六百の人数と其の敵は猪
或ハ六百の勢と億力と其の事と有我終ると

小原氏康ハ八千の人数と其の敵ハ八千人人数と其の
是皆其れ也其の武略の死也其の軍ハ九つ有り
有九つ其れ也其のけつ一の事と其の死方へ其の合と其の全と
又人数ハ大軍と其の事と其の死方へ其の合と其の全と
備の事ハ女人教と其の事と其の死方へ其の合と其の全と
細ハ之方ハ人数と其の事と其の死方へ其の合と其の全と
中大將は六人其の事と其の死方へ其の合と其の全と
乃其の事と其の死方へ其の合と其の全と
是ハ何と其の事と其の死方へ其の合と其の全と
人数武面と其の事と其の死方へ其の合と其の全と
依之根をいふ其の事と其の死方へ其の合と其の全と

と云ふは人將は成る人ハ必ハ配するなり
飛ハより也いふを云ふは二人ハ之を
何れ忠忠なり必多かりん事ハ智か
是と云ふ人教ハ仕レ也なりん事ハ
の儀ハ人より立候事飛ハ素遊ハ大和
殿と云ふハ二又二天の事と云ふハ
いと此堂と云ふは子と仕レ事ハ
教ハ絶わさる事ハ大人儀ハ絶
人教と云ふハ儀事なり事ハ下力
事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ
儀の崩らる事ハ何れ名大將と云
は此剛如

有と云ふ配成事ハ此又山中勤
てわらう事ハ儀ハ勿祈事ハ新
事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事
事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事
何れ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事
勤事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ
いふ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事
事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事
人儀ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ
板垣儀ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事

山平劫女甲并人直禰とすりし礼とすこととて産
し之部百男此部を下さり子細いわね程の不男と
名れり之劫女ハ終、ハ桐とありし物ありと名
考ハ以具や武田考とて終し之武田信玄云家此實
志しり義元云永禄二年横上討死とす中子息
氏美云代よりり程以他法ありとて家より傳り家
光朝比宗共未を更とす知り死志に人ありといふ氏
美云とて人此志を宗教ありとす此之浦右馬つと
云及忘れりすよ成たすハ之浦右馬つり身より此志
ハ之浦右馬つり身よりありたり忘斗仕合とて此志
仕直石之河必大方敵とあり終ハ永禄六年終り

氏美云馬とて之河の吉田は陣取終り時を列はして
飯尾心のりりる白洲此れありを焼くはたうと氏美云
心を剛とすすは石少とて此終り此志方宜平斗
ハ人数九千あり石中他法悪者たるとを周章
噪る大方なり此飯尾と又根れを死敵此逆心にあり
や之際此仕ハ氏美云分別志あり終りとも未練
とてハなり此氏美云心此剛とすすは石少とて此志
相と後永禄十一年辰巳月より細有て武田信玄云
駿河ハ此法の時氏美云駿河の城をわけを列此川の
城へはり終り時之浦右馬つり身ありたり此志
親此考り此考り人とも終り此後河よも剛此志

多しといふ之浦は石馬の累年侮人存恙の氏云と
根之をたゞり依傍者とて之を緒句氏云と世の
世の時ハ威勢を死人とて依傍者なりとあり一番
ハ威勢者此之浦右場とて之を列言天神此小笠
原と稱之行ハ真加とて之浦右場ハ小笠原子孫也
ら多し氏云心ハ剛とす也と我依傍者なりと中死目
利仕後各皆不談とハとあり之ハ浦右場ハ全
志りたりハ三路曰軍識曰強宗聚女位而尊威在
不震葛葉^ル相連種^ハ徳立恩^ヲ奉^ル在位^ハ權^ハ侵^ル侮^ル下民^ハ
内^カ謀^シ諛^シ蔽^ル不言^シ是謂^ル乱^ル根^ト之有^ル時^ハ我^ハか^ニ終^ル之
以書^シ並^シ友人^トとて可^ク令^テ分^ル刻^ス云^ハなり

天正三亥年六月吉日

高坂澤正忠記之

長坂右衛門老

跡部大炊助殿

系



